

令和３年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」の「備考」における記載事項の取扱いについてお知らせします。

（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和３年１０月１日付け３文科初第１１５２号初等中等教育局長通知）の追加）

３文科初第１１７８号
令和３年１０月６日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

令和３年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和３年１０月１日付け３文科初第１１５２号初等中等教育局長通知）においてお示ししているところですが、令和３年度までに高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に入学した生徒の指導要録の作成に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成２２年５月１１日付け２２文科初第１号初等中等教育局長通知。以下「平成２２年改善等通知」という。）が適用されていることを踏まえ、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のと通りの取扱いとしましたので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域

法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

令和 3 年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒の指導要録の作成に当たっては、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）において作成することとした別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を、平成 22 年改善等通知の別紙 3 II 7（7）備考に転記すること。

〔参考 1〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 22 年 5 月 11 日付け 22 文科初第 1 号初等中等教育局長通知）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1292898.htm

〔参考 2〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

〔参考 3〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1152 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00001.html

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL：03-5253-4111（内線：2369）

e-mail：kyokyo@mext.go.jp